

訪問看護重要事項説明書

訪問看護ステーション アルク 事業所番号：3062190107

□

令和7年4月1日現在

訪問看護サービス重要事項説明書

利用者 様（以下「甲」という）の訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて、株式会社 アルク「訪問看護ステーション アルク」（以下「乙」という）が甲に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名称・法人の種別： 株式会社 アルク
代 表 者 名： 倉谷 佳敬
所在地・連絡先： 和歌山県日高郡みなべ町山内字西魚崎1444番地
電 話： 0739-34-8686

《介護保険法等に基づき和歌山県知事より指定を受けているサービスの種類》
訪問看護・介護予防訪問看護： 訪問看護（医療保険）

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション アルク
所在地	和歌山県日高郡みなべ町山内字西魚崎1444番地
電話	0739-34-8686
FAX	0739-34-8685

事業所番号	3062190107
管理者氏名	三好 紗恵
事業の実施地域	田辺市 白浜町 みなべ町 上富田町
営業日	月曜日～金曜日 祝日 8：30～17：30
営業しない日	土曜日・日曜日 年末年始（12/31～1/3） ※上記、営業しない日においても心身の状態により、ご希望があれば当番にて対応させていただきます。

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：在宅療養を希望する方の訪問看護

サービスの内容：自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、1～3ヶ月に1回、主治医の指示により訪問看護師が訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助及び体調管理を行います。また、リハビリが必要な方には、看護師に代わり理学療法士等が訪問しリハビリを行います。

4. 事業所の職員体制

事業所の従業者数、勤務体制及び業者の職種

従業者の職種	人数（人）	区分（人）	職務内容
管理者	1	常勤管理者兼務1	訪問看護 管理者兼務
	1	常勤看護師兼務1	
看護師	6	常勤5 非常勤1	訪問看護
理学療法士	3	常勤3 非常勤0	訪問リハビリ
作業療法士	0	常勤0 非常勤0	訪問リハビリ

5. 利用料：介護保険利用の場合（単位：円）

（1）保険割合による利用料

- 1割負担の方：5.（2）（3）にある利用料金
2割負担の方：5.（2）（3）にある利用料金×2（例：303×2＝604）
3割負担の方：5.（2）（3）にある利用料金×3（例：303×3＝906）

（2）介護予防訪問看護および訪問看護の利用料金

看護師が訪問を行った場合（1割負担）

所要時間	基本料金		夜間・早朝の加算有 （25%増）		深夜の加算有 （50%増）	
介護度別	要支援 1・2	要介護 1～5	要支援 1・2	要介護 1～5	要支援 1・2	要介護 1～5
20分未満 ※1	303	314	379	392	454	471
30分未満	451	471	562	589	676	706
30分以上60分未満	794	823	991	1027	1189	1233
60分以上90分未満	1090	1128	1360	1407	1633	1680

注1：夜間・早朝・深夜の時間帯 早朝・夜間：6時～8時・18時～22時 深夜：22時～6時

注2：国が定める中山間地域等において、当ステーションが定める実施区域外へお住まいの方については1回につき上記利用料（その他の加算は除く）に5%を乗じた額となります。

（例）看護師が60分未満の訪問の場合 792円×1.05＝832円

注3：要介護区分の利用限度額を超過した場合は、超過点数分の10割をご負担となります。

准看護師が訪問を行った場合（1割負担）

所要時間	基本料	
介護度別	要支援 1・2	要介護 1～5
20分未満 ※1	273	283
30分未満	406	424
30分以上60分未満	714	740

60分以上90分未満	980	1014
------------	-----	------

※1 20分以上の訪問が週に1回以上計画されている場合に限り利用可能となります。
(夜間・早朝における訪問は基本報酬に25%上乘せとなります。深夜における訪問は基本報酬に50%上乘せとなります。)

理学療法士・作業療法士が訪問を行った場合(1割負担)

所要時間	基本料金	
介護度別	要支援 1・2	要介護 1～5
20分(1回)	284	295
40分(2回)	568	588
60分(3回)	429	795

注1: 理学療法士・作業療法士による訪問は、1週間の内120分までが上限となります。
(夜間・早朝における訪問は基本報酬に25%上乘せとなります。深夜における訪問は基本報酬に50%上乘せとなります。)

注2: 理学療法士等による訪問看護費は、1日に2回を超えて(3回以上)行う場合、1回につき90/100に相当する単位数を算定となります。

注3: 理学療法士等による介護予防訪問看護費は、1日に2回を超えて(3回以上)行う場合、1回につき50/100に相当する単位数を算定となります。

注4: 理学療法士等による介護予防訪問看護の開始日の属する月から12月を超えて利用者様に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき5単位を減算となります。

(3) その他の加算(1割負担)

緊急訪問加算	600/月	長時間訪問看護加算	300/適応時
初回加算	300 350/初回	特別管理加算	I *2 500/月
退院時共同指導加算	600/適応時		II *3 250/月
サービス提供体制加算II	3/回	ターミナルケア加算	2500
看護・介護職員連携強化加算	250/月	中山間地域における小規模事業所加算	5%/回
複数名訪問看護加算	I 看護師等 2人 30分未満 254/適応時	II 看護師と 看護補助者 30分未満 201/適応時	
	30分以上 402/適応時	30分以上 317/適応時	
同一建物居住者に対する訪問減算	所定訪問時間金額に90%を乗じた額 (同一建物に20人以上いる場合)		

- ※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、若しくは、
気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態の場合に適応となります。
※3 ※2以外の特別な管理を必要とする場合に適応となります。(在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している
患者・真皮を超える褥創の状態にある者等)

6. その他の費用(介護保険・医療保険共通)

- ・死後の処置料: 15,000円(税込) ・衛生材料費(税込)
- ・お薬・利用物品などの立替料金
- ・当事業所の営業地域外において、片道10キロメートル以上の移動距離を超えたとき、500円の料金がかかります。

7. 利用料: 医療保険利用の場合(単位: 円)

【負担の金額は、下記表の金額へ保険証記載の負担割合を掛けた金額となります】

(1) 訪問看護管理療養費

初日	7,440円	2日目以降	3,000円
----	--------	-------	--------

(2) 訪問看護基本療養費

	週1日以上3日目まで	週4日以上7日目まで注1	訪問延長料金(自費負担)
基本療養費I(看護師)	5,550円	6,550円	1日に4回以上訪問した場合、1回につき 3,000円 ※2・※3該当者

基本療養費Ⅰ（准看護師）	5,050円	6,050円	
基本療養費Ⅰ（理学療法士等）	5,550円	5,550円	
基本療養費Ⅱ（看護師） 同一日2人以下	5,550円	6,550円	
基本療養費Ⅱ（看護師） 同一日3人以上	2,780円	3,280円	
基本療養費Ⅱ（准看護師） 同一日2人以下	5,050円	6,050円	
基本療養費Ⅱ（准看護師） 同一日3人以上	2,530円	3,030円	
基本療養費Ⅱ（理学療法士等） 同一日2人以下	5,550円	5,550円	
基本療養費Ⅱ（理学療法士等） 同一日3人以上	2,780円	2,780円	

（３）その他加算

24時間対応体制加算	6,400円	緊急訪問看護加算	2,650円
特別管理加算（重症）	5,000円	乳幼児加算（6歳未満）	1,500円
特別管理加算	2,500円	退院時共同指導加算	8,000円
長時間訪問看護加算 （90分以上）	5,200円	特別管理指導加算	2,000円
早朝・夜間加算 （6時～8時・18時～22時）	2,100円	退院支援指導加算	6,000円
深夜加算 （22時～翌6時）	4,200円	退院支援指導加算 （長時間）	8,400円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回まで）	2,000円	情報提供加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1,500円
		がん専門訪問看護料 褥瘡専門訪問看護料 人工肛門専門訪問看護料 人工膀胱専門訪問看護料	12,850円
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000円	ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000円
在宅患者連携指導加算	3,000円	看護・介護職員連携強化加算	2,500円

《同一建物内における加算》

	種別	同一建物内 1人又は2人	同一建物内 3人
難病等複数回訪問加算 （※2・※3該当者のみ算 定可能）	1日に2回	4,500円	4,000円
	1日に3回以上	8,000円	7,200円
複数名訪問看護加算	看護師	4,500円	4,000円
	准看護師	3,800円	3,400円
	看護補助者	3,000円	2,700円
	看護補助者及び看護師等 ※2・※3 該当者	1日1回	3,000円
		1日2回	6,000円
		1日3回以上	10,000円
			9,000円

- 注1 厚生労働大臣が定める特定疾患（小児を含む）・末期がん等または特別管理加算を算定している者、若しくは医師より特別指示書が交付された場合にのみ週4日以降の訪問可能となります。
- 注2 当事業所の営業地域外において、片道1時間以上の移動時間がかかる場合は、特別地域加算の対象となり、基本療養費の50%増しとなります。

- #1 医療保険は主治医より、特別訪問看護指示書が発行された場合に適応となります。
- 1割負担の場合1日利用 5,550+7,440×0.1(1割)=1,300円
 - 3割負担の場合1日利用 5,550+7,440×0.3(3割)=3,900円
 - 保険適用外の場合は上記金額の10割負担となります

8. 苦情申立窓口

- 【訪問看護ステーション アルク】
電 話：0 7 3 9-3 4-8 6 8 6
担当者：三好 紗恵
- 【和歌山県国民健康保険団体連合会 苦情（相談）窓口】
住 所：和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内
電 話：0 7 3-4 2 7-4 6 6 2
- 《要介護の方：田辺市役所 介護保険係》
住 所：和歌山県田辺市高雄一丁目23-1
電 話：0 7 3 9-2 6-4 9 3 1
- 《要支援の方：田辺市地域包括支援センター》
住 所：和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター内
電 話：0 7 3 9-2 6-9 9 0 6

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ・相談または苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置く。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぎをする。
- ・夜間・休日等の場合は、転送電話により対応する。

（電話番号） 0 7 3 9 - 3 4 - 8 6 8 6 （F A X） 0 7 3 9 - 3 4 - 8 6 8 5
（相談担当者） 三好 紗恵
（田辺市役所やすらぎ対策課）電話 0 7 3 9 - 2 6 - 4 9 3 1
（和歌山県国民健康保険団体連合会）電話 0 7 3 - 4 2 7 - 4 6 7 0

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- （1）苦情を受け付けた担当者等は、苦情処理ノート等に内容の概要を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に報告のうえ処理する。
- （2）苦情の内容により、事業所内で処理が可能な場合は、その処理内容を決定のうえ、利用者に説明を行うと共に、その家族にも連絡をとり、直接訪問するなどして説明を行う。
- （3）苦情の内容により、事業所内で処理が行えない場合については、管理者を含めた検討会議を行うとともに、当該市町村に連絡し指導または助言を受け処理内容の決定をする。
- （4）利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償について検討する。
- （5）苦情に対する記録簿を作成し、再発防止に役立てるものとする。

3. 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

直ちに事業者に連絡を取り、事情を説明の上、対応を確認を行い次第、利用者およびそのご家族に連絡して説明をする。

9. 緊急時の対応方法

乙は、甲の主治医への連絡を行い、主治医の指示に従います。また、緊急連絡先へ連絡致します。

第三者評価(無)

乙 当事業者は、甲1に対する居宅サービスの提供開始にあたり、甲1又は甲2に対してサービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

（乙） 所在地：和歌山県日高郡みなべ町山内字西魚崎1444番地
名 称：株式会社 アルク
訪問看護ステーション アルク

管理者： 三好 紗恵 印

説明者： 印

甲 私は、本書面においてサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

（甲1）利用者

住 所： _____

氏 名： _____ 印
(甲2) 利用者の後見人又は家族

住 所： _____

氏 名： _____ 印